

**【新設】（実質的支配関係があるかどうかの判定）**

17-3-3 規則第59条の2第3項第3号（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）に規定する「その他これに類する事実」とは、例えば、次に掲げるような事実をいう。

- (1) 一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）、工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。以下17-3-4において同じ。）、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っていること。
- (2) 一方の法人の役員の2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があること。

**【解説】**

- 1 本通達は、法人税法施行規則第59条の2第3項第3号（関連者間取引に係る書類の整理保存の特例）に規定する「その他これに類する事実」の意義について明らかにしたものである。
- 2 本特例の対象となる関連者とは、内国法人との間に特殊の関係を有する法人をいうこととされており、具体的には、出資関係を通じた支配関係のほか、一方の法人が実質的に他方の法人の事業活動の方針決定を支配していると認められる関係もこれに含まれる（規59の2③）。
- 3 ところで、同号イからハまでにおいては一方の法人が実質的に他方の法人の事業活動の方針決定を支配している関係と認められる一定の事実が掲げられているほか、同号においては「その他これに類する事実」も規定されている。しかしながら、どのような事実がこれに該当するのかについては必ずしも明らかではない。
- 4 この点、一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる著作権、工業所有権、ノウハウ等に依存してその事業活動を行っている場合や、一方の法人の役員の2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる場合には、同号イからハまでに掲げる事実がある場合と同様に、一方の法人が他方の法人の事業活動の方針決定に対して実質的な影響力を有しているものと考えられる。

また、これらの事実は、移転価格税制における国外関連者の判定に係る措置法通達66の4(1)-3（実質的支配関係があるかどうかの判定）において、「その他これに類する事実」の例として掲げられているものである。本特例における実質的支配関係は、移転価格税制における国外関連者に係る実質的支配関係と同様の文言によって規定されていることから、本特例においてもこれらの事実を「その他これに類する事実」の例として取り扱うことが適当である。

- 5 そこで、本通達において、このような事実を「その他これに類する事実」の例として掲げ、そのような関係にある法人についても実質的支配関係があるものとして取り扱うことを明らかにしている。
- 6 なお、本通達に掲げる事実は、あくまで「その他これに類する事実」の例示であり、他にこれらと同様の取扱いをすべきと認められる事実がある場合には、その実態に応じて実質的支配関係の有無を判定することとなる。